

年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置）

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
第2-3	調達方式の適正化

2. 主な経年データ																
評価対象となる指標		達成目標	(参考) 平成29年度 (2017年度)		30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		2年度 (2020年度)		3年度 (2021年度)		4年度 (2022年度)		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
			実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比	実績	構成比		
一般競争 等入札	件数	—	8件	73%	17件	77%	22件	76%	19件	76%	9件	82%	14件	67%	81件	構成比 75%
	金額(百万円)	—	44	63%	197	88%	1,363	94%	328	75%	170	92%	1,650	95%	3,707百万円	92%
随意契約	件数	—	3件	27%	5件	23%	7件	24%	6件	24%	2件	18%	7件	33%	27件	25%
	金額(百万円)	—	26	37%	27	12%	86	6%	112	25%	15	8%	83	5%	323百万円	8%
合計	件数	—	11件	100%	22件	100%	29件	100%	25件	100%	11件	100%	21件	100%	108件	100%
	金額(百万円)	—	69	100%	224	100%	1,448	100%	440	100%	185	100%	1,733	100%	4,030百万円	100%

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
3 調達方式の適正化 調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知）等を踏まえ、以下の事項を確実に実施する。 (1) 調達等合理化計画 ア 信用基金が毎年度策定する調達等合理化計画に基づき、一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募）を確実に実	3 調達方式の適正化 調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知）等を踏まえ、以下の事項を確実に実施する。 (1) 調達等合理化計画 ア 信用基金が毎年度策定する調達等合理化計画に基づき、一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募）を確実に実	3 調達方式の適正化 調達に係る契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）及び国における取組（「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知）等を踏まえ、以下の事項を確実に実施する。 (1) 調達等合理化計画 ア 信用基金が策定する調達等合理化計画に基づき、一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募）を確実に実施す	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> 調達に係る契約についての政府の方針を踏まえて、適正な調達に向けた取組は行われているか	<主要な業務実績> (1) 調達等合理化計画 ア 令和4年6月に策定した令和4年度調達等合理化計画に基づき、一般競争入札等の着実な実施、1者応札・1者応募の改善の取組、合理的な調達の実施等に取組み、調達方式の適正化を図った。 令和4年度の一般競争入札等は14件、16億50百万円で、契約全体に対する割合は、件数で67%、金額で95%であった。 なお、1者応札・1者応募となった入札は、なかった（3年度 0件）。 また、随意契約は7件、83百万円で、契約全体に対する割合は、件数で33%、金額で5%であった。 イ 業務内容の把握や企画提案書・技術提案書の作成業務等に必要な準備期間の十分な確保に努めるため、令和4年度に発注予定の入札につ	<自己評価> 評価：A これまで1者応札・1者応募の改善に向けて様々な取組を行ってきたが、より一層の競争性のある契約の締結を徹底するため、新たに令和4年度の調達等合理化計画において、過去の類似業務における応札者や入札等関係資料を受領したが応札のなかった者などから、仕様書の作成などに必要な情報を継続的に収集するとともに、信用基金の業務内容などの情報を提供し、積極的な競争参加者の掘り起こしに努めることとし、この方針に沿って着実に取組を行った結果、1者応札・1者応募となった入札は0件となったことから、Aとする。 <課題と対応> —	評価	

<p>施する。</p> <p>イ 調達等合理化計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施する。</p> <p>(2) 調達に係る推進体制の整備</p> <p>ア 契約監視委員会において、毎年度、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、個々の契約案件の事後点検を行う。</p> <p>イ 契約監視委員会において、信用基金の調達に係る推進体制が適正であるかの検証を行い、必要に応じて、推進体制の整備・見直しを行う。</p> <p>ウ 契約審査委員会の活用等により、随意契約とする理由が妥当か、一般競争入札等が真に競争性・透明性が確保される方法により実施されているかなどを確認するなど、契約の適正な実施を図る。</p> <p>エ 随意契約ができる理由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施する。</p>	<p>施する。</p> <p>イ 調達等合理化計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施する。</p> <p>(2) 調達に係る推進体制の整備</p> <p>ア 契約監視委員会において、毎年度、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、個々の契約案件の事後点検を行う。</p> <p>イ 契約監視委員会において、信用基金の調達に係る推進体制が適正であるかの検証を行い、必要に応じて、推進体制の整備・見直しを行う。</p> <p>ウ 契約審査委員会の活用等により、随意契約とする理由が妥当か、一般競争入札等が真に競争性・透明性が確保される方法により実施されているかなどを確認するなど、契約の適正な実施を図る。</p> <p>エ 随意契約ができる理由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施する。</p>	<p>る。</p> <p>イ 調達等合理化計画を踏まえた取組状況をウェブサイト公表し、フォローアップを実施する。</p> <p>(2) 調達に係る推進体制の整備</p> <p>ア 契約監視委員会において、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、個々の契約案件の事後点検を行う。</p> <p>イ 契約監視委員会において、信用基金の調達に係る推進体制が適正であるかの検証を行い、必要に応じて、推進体制の整備・見直しを行う。</p> <p>ウ 契約審査委員会の活用等により、随意契約とする理由が妥当か、一般競争入札等が真に競争性・透明性が確保される方法により実施されているかなどを確認するなど、契約の適正な実施を図る。</p> <p>エ 随意契約ができる理由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施する。</p>		<p>いて、事前に信用基金ウェブサイトにて公表するとともに、令和4年度に締結した契約に係る情報について、契約情報取扱公表要領に基づき、信用基金ウェブサイトにて公表した。</p> <p>また、1者応札・1者応募の改善のフォローアップとして、各調達案件について、改善項目ごとに取組状況の確認を行った。</p> <p>○予定されている契約の事前公表 https://www.jaffic.go.jp/procurement/index.html ↓</p> <p>○競争入札の公表 https://www.jaffic.go.jp/procurement/procurement/competitive.html</p> <p>○随意契約の公表 https://www.jaffic.go.jp/procurement/procurement/voluntary.html</p> <p>(2) 調達に係る推進体制の整備</p> <p>ア 令和4年度調達等合理化計画(案)、令和3年度調達等合理化計画の自己評価(案)及び個々の契約案件の事後点検については、契約監視委員会(令和4年5月10日開催)で審議を受け承認された。</p> <p>イ 総括理事(総務担当)を委員長とする契約審査委員会により調達等合理化に取り組むこととしており、契約監視委員会(令和4年5月10日開催)において、契約審査委員会の取組状況等について審議を受け承認された。</p>		
--	--	--	--	--	--	--

				<p>その際委員より示された、</p> <p>① 情報システム関係業務の調達では、物品役務の調達に比べ声かけ数を多くしても、必ずしも入札参加者は増えていないことから、声かけを有効なものとするため、声かけのタイミングや周知する内容など具体策があるのか。</p> <p>② 令和3年度の契約実績のうち落札率が50%未満の契約案件について、予定価格の設定は適切だったか。</p> <p>③ 総合評価落札方式で、評価時において特にどのような点に留意したか。</p> <p>④ 「重点的に取り組む分野」の中の「1者応札・1者応募の改善の取組状況」において、「応募予定者が入札等の手続きや企画提案書等の作成に必要な準備期間の確保に努めた」と記載されているが、具体的に取り組んだ内容はどのようなものか。</p> <p>との意見について、総務課が以下のことを指示することにより対応した。</p> <p>① 今後の調達においては、信用基金での過去の類似業務における応札者や入札等関係資料を受領したが応札のなかった業者などから、仕様書の作成・見直しに当たり必要な情報を継続的に収集するとともに、信用基金の業務内容などの情報を提供するなど、公正性・透明性の観点を確保しつつ、積極的な競争参加者の掘り起こしに努めること。</p>	
--	--	--	--	--	--

				<p>② 予定価格については、市場価格のあるものはカタログ等を用いて設定していること。また、中央官庁及び他の独立行政法人の調達仕様書と比較検討した結果、競争を阻害していた可能性があると考えられる条件について、見直しを行うこと。</p> <p>③ 情報システム関係業務については、総合評価落札方式で調達を実施しており、その評価にあたり、現行システムの理解度を求める評価項目を削除するとともに、総合評価要領を中央官庁の総合評価基準と同レベルのものとし、かつ、評価項目を加点方式にすることで、新規参入者に対し、既存業者が有利となる評価項目にならないよう、応札者の技術力を公平に判断すること。</p> <p>④ 総務課が事前に調達までのスケジュールのチェックを行い、早期の声かけ等を行うことで、応募予定者が入札等の手続きや企画提案書等の作成を行うために必要な準備期間を確保すること。</p> <p>ウ 契約審査委員会の審査対象となる全ての随意契約案件について、随意契約とする理由が妥当か（「契約事務取扱細則第 34 条第 1 項なお書きの随意契約によることができる具体的な事例」（平成 30 年 1 月 31 日制定）に該当しているか）等の審査を受け承認された。</p> <p>エ 1 者応札・1 者応募の防止</p>	
--	--	--	--	---	--

				<p>のための取組を強化する観点から、令和4年度に実施した一般競争入札を振り返り、各契約担当部署において検討した1者応札・1者応募の改善策の点検結果や、総務課が検討した各部署で共通に活用できる対応方法を取りまとめるとともに、職員に対し、その周知を行った。</p>		
--	--	--	--	---	--	--